

## 各種予防接種のご案内

### こどもの B 型肝炎ワクチン

平成 28 年 10 月 1 日より子どもの B 型肝炎ワクチンが定期予防接種になりました。

【対象者】平成 28 年 4 月 1 日以降に出生した生後 1 歳未満（誕生日の前日）までのお子さん。

☆標準的接種は生後 2 ヶ月～となります。

ただし、母子感染予防の為に B 型肝炎ワクチンの投与を受けた方は対象外となります。

【接種回数】1 歳の誕生日の前日までに 3 回接種

・初回接種から 27 日以上の間隔をあけて 2 回目を接種。

・3 回目は、1 回目接種から 139 日以上間隔をあけて接種。

☆1 歳の誕生日の前日までに 3 回目が終わるように、特に 3 回目の接種は 1 回目の接種から 139 日以上間隔が必要で

す。その為 1 回目の接種を早めに接種しましょう。

☆同時接種も可能ですので医師と相談して接種しましょう。

【接種費用】無料

【接種期間の延長】☆制度開始に伴い接種期間の短い平成 28 年 4 月～7 月生まれのお子さんについては、平成 29 年 7 月 31 日まで接種期間を延長します。

### 高齢者インフルエンザ予防接種

【対象者】① 65 歳以上の方。（65 歳の誕生日から）

② 60 歳～64 歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルス等の疾患で身体障害者手帳 1 級相当の方。

【接種費用】無料 ※対象者には通知しています。

☆平成 29 年 2 月 28 日までです。

【お問い合わせ】保健福祉課 健康づくり班 ☎889-7381（ちむぐる館内）

### MR（麻しん・風しん）予防接種

【第 1 期対象者】1 歳～2 歳未満（1 歳の誕生日から）

☆1 歳になったら早期の免疫獲得のため、早めに接種しましょう。

【第 2 期対象者】5 歳～7 歳未満で、小学校入学前の 1 年間（幼稚園最長児）

☆幼稚園最長児で小学校入学前の平成 29 年 3 月 31 日までです。4 月 1 日以降は小学生となり、公費では受けられません。免疫獲得の為、早めに接種しましょう。

【接種費用】無料 ☆麻しんは接種率 95% を超えないと流行を防ぐことができません。感染力が非常に高く、重症の場合脳炎を起こすこともあります。

※対象者は、公費で受けられる最後の機会です。早めに接種しましょう。

### 高齢者肺炎球菌ワクチン

【定期の対象者】

① 平成 28 年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる方。

② 60 歳～64 歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルス等の疾患で身体障害者手帳 1 級相当の方。

【接種費用】無料 ※対象者には通知しています。

※これまでに接種された方は対象外です。

☆平成 29 年 3 月 31 日までです。

【任意の対象者へ一部費用助成】

接種を希望される方はご連絡ください。

7 歳以上で定期の対象年齢以外の方に、高齢者肺炎球菌予防接種の一部費用助成を行います。

【接種費用】自己負担 3,000 円で、差額分を助成いたします。

※これまでに接種された方は対象外です。

## 離婚時の年金分割について

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割してそれぞれの年金とすることができます

### 分割方法には合意分割と 3 号分割の 2 種類あります。

#### ○合意分割制度

お二人の合意により、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録(標準報酬)を分割できる制度です。

#### ○3 号分割制度

国民年金第 3 号被保険者（厚生年金、共済の配偶者の被扶養者）であった方からの請求により、婚姻期間中の相手方の保険料納付記録を 1/2 ずつ分割できる制度です。

【お手続きを希望されるかたへ】

まずは、お近くの年金事務所へご相談ください。また、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp>) も併せてご覧下さい。

【お問い合わせ】那覇年金事務所 ☎855-1111

離婚分割の手続きは、原則として離婚後 2 年を経過すると請求ができなくなります。



## 無料法律相談

**不動産の登記** ●土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更  
●抵当権の設定や抹消

**会社の登記** ●会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き  
●定款変更

**相続手続き** ●遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策  
●相続の放棄

**裁判事務手続き** ●140 万円以下の裁判代理業務、示談交渉、内容証明郵便の作成  
●訴状、成年後見申立書などの作成

**債務整理** ●任意整理、個人再生、自己破産などの手続き  
●過払い金の回収

### さくがわ司法書士事務所

〒901-1111 南風原町字兼城 683 番地 12 仲里ビル 3-A  
南風原町役場となり ☎098-889-8831

#### 業務時間

平日：9:00～18:00  
休日：土、日、祝日

※事前にご予約いただければ、平日 18:00 以降のご相談も受け付けております。

司法書士 佐久川 聡

## 国保加入者の 40～74 歳の皆さん 特定健診を受けましょう



### ※今年度、最後の集団健診です!!

健診日	2 月 5 日 (日)	
受付時間	午前 8:30～10:30	
場所	ちむぐる館(南風原中学校向かい)	
健診内容	特定健診(無料)	身長、体重、腹囲、血液検査 血圧測定、尿検査、診察
	がん検診(負担区分あり)	胃がん(バリウム)、 肺がん(レントゲン・喀痰) 大腸がん(検便)
必要なもの	国保保険証・がん検診受診券	

※特定健診当日は、朝食は控えて下さい。(食べた物や飲んだもので検査値に影響を与える場合があります。)

※胃がん検診(バリウム)を受診希望の方は、前日の午後 9 時以降、食事はとらないで下さい。夜 12 時まではお茶や水は飲んで大丈夫です。降圧剤等を飲んでいる方は、検査の 3 時間前までにコップ 1 杯の水で内服して下さい。



【お問い合わせ】国民年金課 ☎889-1798

## ～国保加入者のみなさまへ～ 交通事故と国保についての Q & A

**Q** 事故の現場で話し合っ、お互い『自分のケガは自分の健康保険で治療を受けて』、医療費は相手に請求しないことにして、そのまま別れたから相手の連絡先などはわからないけど・・・

**A** 治療を受ける前に、相手に対する損害賠償請求権を全部放棄するという示談が成立したことになりますので、保険証を使うことができなくなってしまいます。事故現場での示談はせず、まずは役場の国保窓口と、加入している損害保険会社へ連絡して下さい。

**Q** 全部保険会社に任せていて、病院の窓口で自己負担分を支払ったことはないのに、傷病届を出すよう役場から連絡がありました。届出して必要ですか？

**A** 病院で治療を受ける時は、保険証を使う『保険診療』と保険証を使わない『自由診療』があります。ご質問のケースでは、病院へ保険証を提示したことにより『保険診療』となっているために役場から届出するよう連絡がきたものです。被害者に過失がない場合は、かかった医療費の全額(10 割)を加害者が負担すべきですが、『保険診療』だと、病院の窓口で支払う分(3 割または 2 割・1 割)以外の医療費(7 割または 8 割・9 割)は、病院から国保に請求がきます。この場合、加害者に代わって、一時的に国保が立て替え払いをしておいて、後日、加害者へ請求することになります。傷病届は、この請求手続きのために必要なものです。

交通事故にあったときは、すぐに最寄りの警察に届出をするとともに、国保の保険証を使ってケガの治療を受ける場合は、役場の国保窓口へ傷病届を提出して下さい。届出は義務づけられています。

【お問い合わせ】国民年金課 ☎889-1798

国際標準規格 ISO9001:2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業)加入会社

### 地域の不動産業で 37 年目

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談  
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。

since 1981

沖縄県知事免許(1)第 4669 号

あなたのホームプランナー  
株式会社 南新物産

南風原本店 〒901-1104 南風原町宮平 641-7  
TEL 098-889-4007 FAX 098-889-4033  
<http://www.nanchan.co.jp> Email hae@nanchan.co.jp



## 津嘉山自動車学校

サンエーつかざんシティより八重瀬町向け 200m  
〒901-1117 南風原町字津嘉山 593-1  
TEL.889-5542 ☎0120-489052